

米都市交通取締條例準則理由書 (三)

瀧川勸則

歩道上の運轉禁止

第四十一條は私道以外の如何なる歩道に於ても車馬を運轉すべからずと規定した。

警察又は消防車接近時の運轉

非常用車馬の快速進行は極めて必要な場合に限り起るものにして、是等の運轉手は號笛、サイレン等を鳴らしつゝ疾走する。此の場合には他の車馬は自己の取るべき適切なる處置を講ぜねばならぬ。故に條例は第一條に於いて公認非常用車馬の定義を挙げ、第四十二條に於いて是等の狀

況の下に於いては出來得る限る近接せる車道右端又は右側縁石線に接近並行し、又如何なる交叉點に於ても交通官に依つて指揮さるゝか又は非常用車が通過し終るまで停止し其の位置に停留すべきことを命じた。又市内電車の運轉手は如何なる交叉點に於ても斯る場合には直ちに停車し交通官に依て他の指示を受くるに非ざれば現狀を維持すべきを命じた。

車馬は直通街路に進入する前停止せよ

近年車馬旅行者は、他の場所を使用するよりも街路又は公道に集中する傾向にある、茲を以て重要な直通街路に於

ける交通の情勢は横斷街路から進入する交通量を俄に増加せしめない爲に多くの重要な直通街路を指示し、之に進入する前停車すべしといふ法則的要求を招來するに至つた。

統一車馬法典は州及地方當局をして各々其の管轄内に於て斯の如き通過街路又は公道を指定する權利を與へた、而して通過路又は交叉路に於ける交通關係の重大性に就いて慎重且適當な注意と緩和とを計つた箇所には交通の運行を非常に容易ならしむるに至つた、第四十四條は斯の如き道路を指定する爲に設けられたものである。明かに本條例は此の規定が適用される場合には急速且適當に規定を公布し適切な信號を設置すべきものであると要求した。

不幸にも此の規定は或都市に於ては餘りに廣く利用された。然しながら横斷交通に於ける斯の如き停止規定が遵奉されるは運轉手に於て明白な理由ありと認むる場合に限らるべきことは明かである。繼續した交叉點に於ける停止信號の重複は車馬の運動を遅延せしめ多くの場合に非難の聲を聞くのみでなく、停止法則に違反し引いて規定を破壊す

る結果に陥るものである。都市は停止規定を制定するに當つては最も周到なる思慮と練磨とを以つてせねばならぬ、又同種の規定は之を省略し明かに望ましき場合に於てのみ制定すべきものである。而して之をして最も効果あらしむる爲には公共の慣行問題として觀察せねばならぬ規定の一つに屬するのである。又本規定は交通巡查の仲介のみを以つて之を強制することは最も困難な事項の一つである。交通巡查隊は何等の理由なきに無分別に又明かに不必要な場合に於て強制力を行使すべきものではない。

尙或地方に於ける規定は通過路上にある車馬に對し横斷街路上に在る車馬に對するより以上の絶對的通行權を與へた。大なる重量を以つて通過する場合に於て横斷する交通は非常に困難なるべく通過路に進入し又は之を横斷する事を困難にし又實質的に不能ならしめつゝある。本條例の條項は横斷街路上に於ける車馬が完全に停止の状態に至つた後に於ては普通の交叉點に於ける通行權に従ふべき機會を與へた。

一方交通街路

條例第四十五條は當局に一方交通街路を指定すべき機會を與へた。一方交通街路規定は特に指示された方向に與へられた車道上を總ての交通が運行することを要求する。是は統制の極めて特殊な形態である。此の方法は非常に大なる注意を以つて利用されねばならぬ。若し不正當に適用された場合に於ては救済することの出來ぬ弊害状態を惹起する結果に陥る、即ち交通の真正なる目的を誤らしめ街路使用者に損失を與へ且商業上に損害を生ぜしめる、又屢新らしき交通輻輳地點を發生せしむることとなる。

概して此の法則は普通の双方交通の運動が屢々障害と遲延とを惹起する場合に於て、固有の駐車又は並行駐車を禁止する他の救済方法が適用された後に於てのみ適用さるべきものである。斯の如き救済方法を用ゆるも尙實際に於て交通多量なる箇所には幾多の事件が発生し又車道の狹隘なるが爲に合理的自由なる双方交通運動を不可能ならし

めつゝある、此等の状態に於て一方交通街路規定の必要を痛感するに至るのである。例を擧ぐれば幅員十八呎又は二十呎以下の道路上に於ては双方交通の運動は物理的に不可能である、一方交通法規は少くとも片側に於ける駐車を禁止する規定と連結せしむるに有効である。斯の如き極端な状態は屢々路地等に於て見られる。其れ等は此の規定の最も普通の事柄であるとの理由の下にあるものなるが故である。若しも交通の流量又は道路の構造が正しい場合に於ては廣き道路さえも、此の方法に依つて論理的に秩序立てらるゝ、一例を示せば街路であつて中央に境界線を有する二つの車道又は駐車路は元來如何に幅員廣く共反對の方向に一つの道路を作るべきものである。是は又道路が、通路、サアクル又は公園地又は同様な目的の構造に於て短き距離を以つて分たれた場所にも適用さるべきものである。

一方交通規則の運用を好結果に統制する爲には種々なる條件がある。

(一)方向は通常の要求に従つて指圖さるゝ様交通の潮流

に對し、注意深き觀察を爲したる後決せられねばならぬ。

(一)規定は一方交通に關し指示された道路を使用せんと欲する車馬に容易なる進入を許容する様施設せねばならぬ。

(二)禁止された反對方向の交通流動は之に對し其の街路に並行に設備された代用街路に依らねばならぬ。

(四)双方交通路にて電車の運行が要求されて居る車道上に於ては一方的車馬交通が要求せらるゝことは望ましからざることに屬するものなることは殆ど指摘するの必要を認めない。

(五)一方交通路に於て交通の進入せんとする各地點には明視し得る信號を以つて運動の方向を指示する様爲さねばならぬ、交通の進むべき方向を指示する白き矢及一方交通街路なる語を記せる標柱は此の目的の爲に選ばれた方法である。

(六)本質上の條件ではないが一方交通路の法則は若しも

毎日の二十四時間全部の交通に使用され得るならば一層大なる効果あることが發見された。

貨物自動車取締規定

貨物自動車の交通は貨物自動車に關する取締規則制定の建議が全国各地に於て爲されたことに依つて重大なる要素を形成するに至つた。然しながら本問題は極めて最近のものであつて本條例に於ては未だ何等の取締事項をも包含せしめない。然しながら吾人はより長き經驗を積み、充分なる論議が盡された後、法規構成に關する條件の準備さるゝを待つて貨物自動車法に關する提案を爲すを最良の策なりと思考する。

現在に於ては貨物自動車に關する二個の狀勢が公衆の注目を惹きつゝある、即ち、

(一)緩行の貨物自動車は市街電車等の如き他の車馬及び之より高速力の乗用自動車を妨害すること。

(二)住宅地區に於ては貨物自動車の交通は、他の點に於

ては適當なるべき街路鋪裝を破壊するのみでなく特に
幼少年に對しては危険を醸成する原因となり、爲に住
宅地本來の價値を損ふものなること。

法規は勿論貨物の運輸に對して商業上及工業上の必要事
項を考慮せねばならぬ。故に此の地區内に於ける運送に關
し又貨物自動車の禁ぜられた街路に於ては救助に關する適
當な用意を講ぜねばならぬ。

駐車せる車馬の點燈

條例第五十四條は駐車中に於ける照明に關するものであ
る。夜間燈火不十分な街路上に燈火なき車馬を駐むること
は普通の場合危険を醸すものである。一般的規定として如
何なる車馬と雖も夜間駐車する場合に於ては車體の全部及
後部に照燈を顯示せねばならぬ。然しながら夜間照明の充
分な商業街路に於ては駐車せる車馬より照明を顯示すべし
と要求する何等の理由なきものと考へられる。駐車せる車
馬より不必要な照燈を顯示するは何等の効果を齎らさない

のみならず單に煩雜を極めしむるに過ぎない。

燈火を用ゆる事が何等理由なしと觀察さるゝ状態の下に
於て駐車馬に照明を設備すべきことを運轉手が要求された
場合に於ては怨恨と反對とを結果するのみである。又一方
駐車が照明を爲さずして駐るものに對しては他の公道使用
者に對して危険を惹起するが如き情況の下に於ては嚴罰を
以つて臨むべきである。

第五十四條は此の目的の爲に統一車馬法典から採用され
たものである。

罰則及拘引手續

第五十五條は各條項に關する違反及之に付て當該官廳に
於て作成すべき取締規定に關する事項を定めた。

第五十六條は拘引手續を挿入すべき白地部分である。

第五十七條乃至第六十條は如何なる團體にも適用し得べ
き條文の準則である。

條例中に規定することを勧告する條項

第一乃至第二十は夢酔中の運轉、不注意運轉、速力制限通行權法則、其の他道路上に於ける權利、事故の報告、器具設備に關する特殊の要求等、基礎的事項を包含するものであつて此の報告の誘導的款項中に委任された統一車馬法典の規定より之を反覆又は應用されたものである、之等の規定が市條例中に包含せらるべきや否やは各州に於て決定すべき事柄である。

實 施

委員會は此の條例準則中に於て條例實施に關する細則の設置を企てなかつたとは言へ交通取締條例の實施に關しては總ての方面を觀察する必要あることを痛感する。

從來市當局に於ては技術的犯罪に對する拘引に伴ふ交通罰金徴收に付主として注意を拂つた、然しながら此の政策は交通流動を便ならしむる爲にも又街路及公道に於ける安

全を助長する爲にも法に對する不信と不成功とを生ぜしむるものである。

警察當局は交通方向の集中、事故の防止、生命及財産に危険を生ずる原因又は危害を惹起すべき故意又は過失の行爲に對する責任の確定等に對し特別の注意を集中せねばならぬ。

交 通 巡 察

尨大な地積及人口を有する都市にありては移動的交通取締を行ふを便利とする、交通巡察官は常時特別の制服を着し、執務時間内は實際の巡察を行ひ又公道に現在せねばならぬ。交通巡察は街路上に現在することに依つて交通規定に従順ならしむる効果を招來するものである、斯の如き移動強制力は事故又は非常時の混雜に際し事變の處理に効果がある。又不注意運轉手の逮捕、二列駐車防止及盜難自動車の奪回等に與つて價値あるものである。委員會は私服巡查の勤務が時として合法的であり且又或種の違反及其他

特殊な目的に對して必要であることを認められた。然しながら、自動自轉車に依る巡察は常に制服を用ひるべしをせらるるべきなり。

交通裁判所

通常の經驗を以てすれば交通條例の違反者を處罰するに當つては統一を缺けることが明かにされた、又處入として罰金を徴收する事は刑罰の尊嚴を保つこと能はざることが明かにされた。而して苛酷なる處罰は時として通常の刑罰より低く尺度せらるべく他の場合に於て生命、財産の損害に對する責任に對し常軌を逸した刑罰を課するは反つて法に對する侮蔑を招來せしむる。

市裁判所は批評の機會を與ふる如き判決を爲さざることを好みて避けねばならぬ。交通犯は其の種類と程度の難多なるものあることは明かである、夥しき違法申立ては或は駐車場の時間制限に違背し或は他の不便の原因となるものであつて危険の要素を包含しないもの等がある斯かる罪過は軽く處

罰すべく、然らざれば一定の罰金を課するを相當とする。其他、他に危険を及ぼさない故意無き方向板切斷等の如き交通法則違反等の處罰は其の犯罪の重度と懲罰とは之を符合せしめねばならぬ。

夢酔中或は故意又は不注意運轉或は重大な過失に依つて他に危害を及ぼし又は死を致した者に對しては公衆も、裁判所も又執行官廳も何れも之に同情するものではない。斯かる違法に對しては嚴格な刑罰を課せねばならぬ。

交通犯罪局

交通裁判所が輕微な事件に妨げられ爲に重大な事件に對し充分な注意を與ふることが不可能な場合又は警察官の貴重なる時間を空費するが如き場合に於ては、輕微な事件に關し豫定した罰金の支拂を確定する爲に交通犯罪局なるもの設置の必要を感ずることがある。

此の局は交通裁判所の管轄權の下に於て其の一部分を構成すべく、而して被告は自身出頭することを要求される、

勿論被告が希望する場合に於ては制規の裁判を請求することを得る。斯かる局は幾多の都市に於て最初裁判所の簡易な章程として設定さるべく、又他の點に於ても條例は凡ての事件は終局に於ては條例に依つて設定され認可さるゝ斯の如き局の必要なることを要求するものと考へられる、然しながら交通犯罪局又は特別交通裁判所は何れも交通違反取扱に於ける有害な施設に對し及その他に於ける不都合に對する萬能藥ではない、又違反に對する便宜に關しても斯く見らるゝものではない。之れ單純な交通事件取扱上の効果を助長せんとするの手段に過ぎない、其の効果は之を管理する誠實と理解との割合に應じて成功を收むべく、注意深く且正確な記録と個々の順序正しき索引を包括する反覆せられた違反に付ての正しき報告と助言とを爲すを其の本來の性質とする。

委員會は違反を處理するに最も實效ある方法として駐車反則者を留置場に拘引するに當つては駐車違反者の便宜に付注意を拂ふべきことを勧告した、車馬の拘引と留置とは

市に於て管理する方法を選定すべく、而して私的の簡易な方法を使用するに當つては、充分なる注意を以つて私益と情實とに陷るの弊を避くるの必要がある。委員會は又事變に際し出火其の他の事變に於ける急救車の活動を困難ならしむる如き行爲を以つて街路上に於ける車の左側を閉塞することに基いて生ずる危険に對し嚴格なる注意を拂ふべしと勧告した。

附錄第一

交通委員會設置ニ關スル條例

本條例ハ()ニ於テ左ノ如ク決定セラル。

第一條(公設交通委員會ノ設置)

公設交通委員會ハ()市ノ爲ニ創設セラレ「市長」市會ノ選出セル市會ノ代表者又ハ議員」街路委員長又ハ公營所長」自治體評議員又ハ市代理者」警視又ハ警察署長」市裁判所ノ裁判長」委員會ニヨリ選出サレタ公園委員會ノ代表者」交通技師」等ノ役員ニヨリ組織セラル。

前記ノ公的交通委員ノ職ニ從事スル機關ヲ選出組織スルニ當リ、公設交通委員會委員ノ選出ヲ拒絕シ、又ハ之ヲ除外スルニ由リ代表者ヲ任命スルコト不能ナル場合ニ於テハ公設交通委員會ハ任命セラレタル他ノ委員ヲ以ツテ公設交通委員會ヲ組織スベシ

第二條（公設交通委員會ノ職務）

交通委員會ハ市交通條例ノ施行ヲ管理スル最善ノ方法、街路交通事故ノ減少及交通過多ヲ軽減スル爲必要ナル立法上及行政上ノ改善及變更ヲ爲ス爲、前記委員ヲ代表シ團體官廳及市行政廳ヲ補助スベシ

（註）

前記條例に挿入した括弧内に包含する官廳の指示は交通委員會を設置すべき適當なる官衙を暗示する。
都市は斯かる條項を規定するに當つては當該官廳の官廳たる部局を指定するものなりや又ハ人それ自身を指定するものなりやの明確なる區別を挿入することを要する。

附錄第二

交通技術部設置ニ關スル條例

第一條（交通技術部ノ設置）

本條例ニヨリ設置サル、交通技術部ハ（公營所長、街路管理者）又ハ（街路局、街路部）等ノ一部ヲ以ツテ形成セラレ裁判所ノ管轄權ノ下ニ屬ス

交通技術部ハ適法ナル（公營所長、街路管理者）等ニ指示サレタ、適當ニシテ市交通技術者トシテ令名アル人及其ノ他前記（所長又ハ管理者）ニ於テ必要ト認ムル雇員等ヲ以ツテ組織スベシ

第二條（市交通技術部ノ職務）

市交通技術部ハ街路交通事故及交通過多其ノ他街路使用ノ便利並安全ニ影響スル條件ヲ指導シ、市街交通統制取締規定ノ運用及效果ニ關スル事情ヲ蒐集シ、（公營所又ハ街路部）ニヨリ設定サレタル交通信號及標識ノ位置、運用及維持ノ監督及（公營所長又ハ街路管理者）ニヨリ命ゼラルベキ其ノ他ノ職務ヲ執行スベキ任務ヲ有ス

附錄第三

賃貸自動車溜場ノ指示及駐車取締

ニ關スル條例

本條例ハ()ニ於テ左ノ如ク決定セラル。

第一條 公道上ニ於ケル賃貸自動車溜場ノ設定及其ノ場内ニ於ケル通路竝該自動車ガ公衆ノ最大便利及利益ノ爲ニ制限セラル、數多ノ事項並各溜場ニ適當ナル信號ヲ施スベキ事等ニ關シテハ(警察署長、交通技師)ニ於テ要求シ又ハ認可ス

第二條 現ニ乗客ノ乗降ヲ爲ス目的ヲ以ツテ賃貸自動車溜場ニ一時停車ヲ爲ス乗用車ノ運轉手ヲ除キ、官許セラレタル賃貸自動車溜場ヲ報償ヲ得テ人ヲ運送スル賃貸自動車以外ノ車馬ガ利用スルハ不法ナリ

第三條 商業地區内ノ街路上ニ於ケル賃貸自動車溜場以外ノ駐車場又ハ停留場ヲ報償ヲ得テ乗客ノ運送ヲ爲ス爲ニ使用スル賃貸自動車又ハ其ノ他ノ自動車ノ運轉手ガ使用スル

ハ不法ナリ但本條項ハ如何ナル場所ニ於テモ現ニ乗客ノ乗降ヲ爲ス目的ヲ以ツテ他ノ駐車取締規定ニ從ツテ一時停車ヲ爲ス如何ナル車馬ノ運轉手ヲモ妨グルモノニ非ズ

第四條 何人ト雖モ本條例ノ條項ニ違反シタル者ハ犯罪ノ情狀ニヨリ下記刑罰ヲ以ツテ處斷セラルベシ

(註)

市は警察署長又は交通技師に依つて指定せらるゝ賃貸自動車溜場の箇所を本條例の條項中に多少列擧することを希望するも妨げない。

附錄第四

車道及歩道ノ妨害取締ニ關スル條例

本條例ハ()ニ於テ左ノ如ク決定セラル。

第一條 街路遮斷

一切ノ個人、商社、團體ガ街路ニ於テ交通ヲ遮斷スルガ如キ作業ヲ爲スハ不法ナリ但左ニ列記スル行爲ト時間トニ於テハ此ノ限りニ在ラズ

(一) 交通ヲ遮斷スルガ如キ作業ヲ爲スニハ法律ノ要求スル許可以外ニ更ニ交通計畫ヲ管理スル部局ノ許可ヲ得ザルベカラズ

(二) 街路ニ開孔シ又ハ材料若ハ用具ノ假貯藏ヲ爲シ街路ノ一部ヲ閉塞スル期間中ハ警察署ノ指示ニ從ヒ作業區域ノ兩端ヨリ五十呎距リタル各地點ニ其ノ間ニ駐車ヲ禁ズル假標識ヲ設置シ及之ヲ維持スベシ

(三) 作業ニ附帶スル材料又ハ用具ノ分配ハ常ニ遮斷セラルベキ交通路ノ最小限度ナラザルベカラズ

(四) 駐車ヲ禁ジタル一切ノ街路ノ各部分ニ於テハ路面各部ノ自由使用ヲ妨グル孔ヲ穿チ又ハ材料及用具ノ假貯藏ヲ爲スハ午後六時ト午前八時ノ間ニ於テノミ許可セラルベシ

(五) 二時間以内ノ駐車ヲ許可スルコトヲ指示シタル街路ニ於テ、午前八時ヨリ午後六時十五分迄ノ間ニ於テ街路面各部ノ自由使用ヲ妨グル孔ヲ穿チ又ハ材料及用具ヲ貯藏スルコトハ、街路ヲ遮斷スル期間中毎日少クトモ十六時

間ノ作業ヲ續行シ得ル場所ニ限り許可セラルベシ

第二條 材料ノ鈞上

一切ノ個人、商社、團體ガ駐車ヲ禁止シタル一切ノ街路ニ於テ、午前八時ヨリ午後六時十五分迄ノ間ニ於テ歩行者又ハ車馬ノ交通ヲ妨グルガ如キ方法ヲ以ツテ一切ノ街路又ハ停留セル車馬ヨリ鐵材又ハ建築用材ヲ鈞リ上グルコトハ不法ナリ

第三條 材料ノ貯藏及假步道

一切ノ個人、商社、團體ガ午前八時ヨリ午後六時十五分迄ノ間駐車ヲ禁止シタル街路ノ各部ニ材料又ハ用具ヲ假貯藏シ或ハ車道内ニ假步道ヲ設定又ハ配置スルハ不法ナリ

第四條 報知臺、塵芥箱、其ノ他

一切ノ個人、商社、團體ガ報知臺、塵芥箱、商品臺、其ノ他之ニ類似ノモノヲ街路交叉點ヨリ二十五呎以内ニ設定又ハ配置スルハ不法ナリ